

期 間： 2024（令和6）年12月23日（月） 午後4時30分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 瀬瀬 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、
松野 委員、岡田 委員、高橋 委員、
清水 教育課長、上甲 学校建設担当課長、
塩田 学校建設専任課長兼指導主事、
青木 教育総務係長、大竹 社会教育係長、
書記：板川 主事

欠席者： 飯島 学校教育専任課長兼指導主事、

傍聴者： なし

議事

1 教育長のあいさつ

2 協議事項

- (1) 2025（令和7）年度真鶴町の教育基本方針・重点施策（案）について
- (2) 学力調査検証委員会のまとめについて
- (3) 教職員人事異動方針について
- (4) 真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則の一部改正について
- (5) 真鶴町就学奨励費交付事務処理要綱の一部改正について
- (6) 町議会12月臨時会提出の教育関係補正予算について

3 報告事項

- ひなづる幼稚園の退園及び入園児について
- 学校制度等について
- 令和6年度12月事業報告、1月事業計画
- 学校教育関係
- 社会教育・生涯学習関係

額縁教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年度真鶴町教育委員会12月定例会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

改めまして皆さん、こんにちは。

全委員： こんにちは。

額縁教育長： 本当に寒くなってきてまして、今年ももう年末で、1年が経つのは本当に早いなと感じております。歳をとって、そういうのがますます早いと実感しております。学校の方も明日が終業式です。インフルエンザが少し心配されておりましたけど、何とか小学校も中学校も幼稚園も閉鎖までは行かずにこの2学期を終えられそうかなと感じております。

さて、小中一貫教育校につきましては、基本構想・基本計画を年度内に作りたいということで準備を進めております。それに関する話題ということで、先日新聞で教職の調整額のことでも出ておりましたが、その中で小さく「財源を確保した上で」という条件付きですが、「2026年度から、中学校の1学級当たりの上限人数を40人から35人に引き下げる方針である」ということですので、2年後ですか。再来年度から、正式にはこれからでしょうけど、中学校の方でも順次始まっていくだろうということで、小中一貫校の方にもかなり影響してきますので、その辺を加味しながら考えていきたいと思っております。

また、小学校の方で今年度「コミュニティスクール」ということで、学校運営協議会を5月に立ち上げて、12月に今年度3回目をやっていました。少し覗きに行ったのですが、スクールバスの件を話題にして、学校の方から情報提供があつて、委員からいろいろな意見が出されておりました。基本的には、いろいろな話題に少し広がってしまっているところがあるのですが、「学校で抱えている課題を地域みんなで考えてほしい」という趣旨の下の学校からの提案だったのですが、流れとしてはコミュニティスクールの本来の趣旨は生かされてきているのかなと感じております。また逆に、地域が抱えている課題もまた学校で何かできないか、そんな関係性ができればいいのかなと感じております。

もう1つ。小中一貫校を作る上で自分自身も懸念している部分、大変だと思っているのは、小学校の先生たちと中学校の先生たちがいかに溶け合うか、融合するかが、一番もしかしたら大きな課題かなと思っておりましたけど、先月ですか。先生の方からの提案で小学校の先生と中学校の先生の懇親会をやりました。教育委員会にも声がかかりまして、何人かこの中でも参加をさせてもらったのですが、先生たちもこれから制度的にはいろいろ詰めるところがたくさんあるのですが、何かそういう気持ちを持ち始めていただいた、本当のスタートかなと感じた次第でございます。これからいろいろまた皆さんにもお諮りをするところがありますけれど、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。今日もたくさん案件ご

ございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次第が差し替えになっておりますが、そちらの方で進めていきたいと思ひます。協議事項（1）2025（令和7）年度真鶴町の教育基本方針・重点施策（案）についてです。資料1をご覧くださいと思ひます。

これについては、かなりボリュームがございますので、今日この場で全部協議をして、決議を取ることはございません。こちらでいくつか説明をさせていただいて、今日出せるものについては質問を受け付けたいと思ひますが、家でまた見ていただいて、1月にきちんとした形で採決を取りたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。全体像については私から説明をさせていただいて、あと、学校教育と社会教育の方はそれぞれ指導主事と係長の方から説明をしてもらうようにしたいと思ひます。

では資料1をご覧ください。下線が入っている所は、特に強調したい部分や重点項目でもなく、昨年度から今回変更した、付け足しをした所ですので、必ずしもそこが重点というわけではないことを、まずご理解ください。1ページ目の一番上に基本理念ということで入れてございます。『「教育は人づくり、人づくりはまちづくり、まちの未来づくり」そして、そのすべての基盤は「互いの信頼」』であるということで、ここは継続をしていきたいと思ひています。最初のリード文の2段落目ですが、下線が入っております。これは町の方で7年度から4年計画である『後期基本計画』を今、松野委員にも委員として参加していただいておりますが、それを作っている最中で、教育に関わる所を抜き出しております。ただ、後期基本計画はまだ正式に決まっておりませんので、若干内容はこの後変わるかもしれませんが、今現在ということで捉えてもらえればよろしいかと思ひます。次の段落の所。これはここ5、6年続いておりますが、「教育の魅力化推進計画」ということで、1ページ目の中段から下段にその概要が載っております。これは特に変更しておりませんが、ふるさと教育、ICT教育、外国語教育等、力を入れて来年度も引き続きやっていきたいと考えております。次です。真ん中の所に「真鶴町がめざす子どもの姿」ということで全部に下線が入っておりますが、これは真鶴町の学校教育あり方検討会が以前ございまして、その中でこれからの真鶴町の子ども像で6項目を挙げておりました。これをやはりこれからもっと表に出していかなくてはいけないと思ひまして、ここにあえて入れさせていただいております。瀧本委員に一生懸命ご協議をいただいた内容でございます。1枚おめくりいただいて、2ページをお願いいたします。＜学校教育＞の【前文】の2段落目、下線が入っている所です。これも後期基本計画の中で出ておりますが、体験活動等を通して意欲、創造力、忍耐力等の非認知能力を育む教育を推進していかなくてはいけない、そんなふうと考えております。その下に下線が入っております。新しい学校作りにおいて、実際に開校するのはまだ5年先、6年先になるのですが、保護者の方、委員の方からも「そこまで待つんじゃなくて、実際にできることについては早く始めてほしい。」という意見がありましたので、再来年の夏に中学生が向こうに移るわけですけど、その段階でできるものについて

は1つでも2つでも実施していきたい、可能な範囲で進めるということで入れさせてもらいました。(2)「豊かな心」の所で、「海の学校」。これは社会教育の分野ではあるのですが、ふるさと教育の1つとして位置付けて、ここに入れてございます。(4)「学校の安全」については特に新しい文言入れておりません。先ほど、令和元年度の学校事故の話が出ておりましたが、教訓、安全管理の徹底は引き続きやっていきたいと考えております。続きまして3ページ目、〈社会教育〉です。【前文】の下から4行目に下線を入れてございます。来年がちょうど戦後80周年という年に当たりますので、いくつかの行事をそれに絡めた形で進められたらいいかなと考えております。今度は中段です。(3) 青少年の健全育成です。今、町の健康こども課の方で『こども計画』というのを策定しておりますが、その中で「子どもたちの放課後の居場所作り」が1つ大きなテーマになっています。我々の方も、学校現場では子どもたちの安全指導の一環で「1回、家に帰ってから遊びに行くんだよ。」と当たり前のように言ってきたわけですが、今後、きちんとした居場所ができれば、学校が終わってそこに直に行くというケースもこれから出てくるのかなと思っておりますので、その辺りは学校側あるいは、保護者といういろいろ調整をしながら子どもたちあるいは、保護者の方が不安にならないような仕組み作りをしていきたいと考えております。下の(6) 社会教育施設ということで公民館、図書館、美術館、博物館が出ております。現町長は施設のあり方についてはいろいろ想いがあります。美術館については、明後日、美術館運営審議会があります。展望公園の管理棟の中にアトリエがありますが、管理棟そのものを再利用、利活用したいということでアトリエの廃止。そして、来年度1年間美術館を休館にして、「登録博物館」への準備や登録をするための改修工事が必要ですので、そのための1年間。あと、収蔵庫の方も今かなり満杯状態なので、その辺りの整理を来年1年間かけてやろうということで、明後日の審議会の方に諮って協議をしていただき、承認を得たいと考えております。今そんな動きがあるということです。他にも、公民館や博物館などもいろいろ話題が来ておりますので、また動きがあったところで皆さんにはお諮りをしたいと考えております。私からは雑ぱくなのですが、4ページからの重点施策については塩田指導主事から説明をお願いします。

塩田指導主事：

はい。私からは4ページ以降になります。令和7年度学校教育に係る重点施策についてご説明いたします。初めに訂正が1箇所ございます。「2 重点施策」〈学校教育〉の下に5行文書がございしますが、下から2行目の右端の方になります。「真鶴町幼小中一貫教育」をすべての教育施策として」とありますが、そこに(保)。「真鶴町幼(保) 小中一貫教育」と、(保)を加えていただきたいと思います。

説明に入ります。令和7年度の学校教育は、これまで取り組んできた幼(保) 小中一貫教育をすべての教育施策の土台とし、2026(令和8)年度に計画されております小学校と中学校の校舎施設統合を踏まえ、「できることからやっていこ

う」をテーマに指導の充実を図ってまいります。(1) 学習指導の③学びへの意欲を高め、考える力や活用する力を育む深い学びのある授業の創造に関しては、これからの時代、変化の激しい社会に対応するために、探究的な授業の創造に向けて好奇心をかき立てる。『対話と合意』などのキーワードを具体的に加筆しました。④ICTに関しては、今年度の全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、ICT機器を活用した授業を行う割合や、分からないことがあった時にすぐに調べることができる。楽しみながら学習を進めることができる。画像や動画、音声等を活用することで学習内容がよく分かる。授業の考えや意見を分かりやすく伝えることができると考えを共有したり比べたり、意見を分かりやすく比べたりしやすくなる。友達と協力して学習を進めることができる等のICT機器活用の良さを実感している児童生徒の割合が全国平均を大きく上回るなど、授業や学習でのICT機器活用が定着してきています。ただ使うだけではなく、「論理的思考力」など付きたい力を明確にした実践の積み上げを目指します。また、「他者との対話」「近隣学校との交流」。そして、⑤外国語教育の充実の部分にもなりますが、「外国の学生等とのオンライン交流学习」など、ICT機器の活用をとおして、子どもたちの資質能力を育むために教育を開いていきたいと考えています。また、小中学校ともに「副読本をデジタル化」することで、紙には掲載できなかった地図や関連サイト、動画等を利用し、学びの可能性を広げるとともに、地域のことをより深く知り、考え、行動するきっかけとなる副読本としていきたいと思います。⑥では学習や生活の基盤となる「ことば」の力を育む教育を推進することで、確かな学力や豊かな心を育ててまいります。⑧では学校図書館の充実の部分に、「小中校舎施設統合に向けた」を加筆しました。小中校舎施設統合後も学校図書館が児童生徒の落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境や、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境となるよう確実に整えてまいります。⑩では今年度まで「家庭学習のすすめ」の改定としていたところを、「家庭学習のすすめ」の定着に変更しました。「家庭学習のすすめ」は、小中学校の入学時に配布し、児童生徒だけでなく、保護者に対しても家庭学習の習慣作りの例を示しているものです。各学校においても、家庭学習の充実に向けた取り組みを行っていただいておりますが、今回の「家庭学習のすすめ」の改定を機に、家庭と連携した家庭学習の更なる充実を図ってまいります。続きまして5ページになります。(2) 幼児教育の充実では、町内私立保育所との連携を推進し、共有を図ってまいります。②では現在、町内幼稚園及び保育所において、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児期の最終段階である5歳児の10月から3月における教育課程を「アプローチカリキュラム」として取り組んでいるところです。現在のアプローチカリキュラムは、幼稚園及び保育所の教育課程や活動を統一したものとしていますが、各園の実態と合わない部分が出てきています。令和7年度は幼稚園と保育所、小学校との連携を進める中で期待する子ども像を設定し、その子ども像に関連がある幼児期の終わりまでに育ててほしい姿や、大切にしたいことを一つ一つ具体的にすることをとおして、実態を踏まえたアプローチカリキュ

ラムへの改定も併せて進めてまいります。(3) 地域と連携した真鶴町幼(保)小中一貫教育の推進を大きく加筆、変更しました。町の一貫教育に保育園を加え、町の子どもたちを地域一体となって育てていくことを明記しました。①では義務教育学校の実現に向けた取り組みとして、「半島まるごと学校」を考え方の根幹に据えた、新教科「まなづる未来学(仮称)」になりますが、図の構想の構築と、幼保小中を交えた異学年交流の充実を進めてまいります。②では、今年度は水辺の安全教室として、岩海水浴場での水泳授業を実践しました。次年度は、湯河原町の民間水泳施設を活用した水泳授業も実践してまいります。また、中学生の町防災訓練の参加につきましては、新型コロナウイルスや実施日を日曜日に変更したことなどにより、数年間途絶えていましたが、今年度久しぶりに中学生が参加することができました。今後は町の力として、中学生が果たす役割の大きさを自覚し、主体的に参加する意識を高めていきます。6ページの(7)の④も同様に加筆しました。5ページに戻りまして、③では今年度、小学校で立ち上げたコミュニティ・スクールを母体に、幼稚園・中学校を含めた真鶴町学校運営協議会設立を検討するとともに、町民が学校運営に一層参画する仕組みを構築してまいります。④では小学校給食調理業務委託事業への移行と、小中校舎施設統合後の中学校完全給食に向けての準備を進めます。(4) 児童・生徒指導の充実から(8) 教職員の資質向上をめざした研修の充実については、今年度から大きな変更はございません。きめ細やかで積極的な児童生徒一人一人の発達を支える児童生徒指導や、不登校の児童生徒への学校内外における相談体制の整備と教育機会についての支援。教育活動中の事故予防による安全に配慮した教育の推進、防災教育の充実、教職員の資質向上に次年度も努めてまいります。最後、8ページになります。<教育委員会>の重点施策になります。次年度も今年度と同様、(1) 教育委員会制度の趣旨を踏まえた取り組みの推進、(2) 学校における働き方改革の推進、(3) 小中一貫教育校の実現に向けた取り組みの推進の3つを柱に取り組みを推進してまいります。特に(3)につきましては、ほぼ全ての部分で加筆、変更をしました。今年度の真鶴町小中一貫教育校建設基本構想・基本計画の策定を受けて、いよいよ具体的な取り組みについての検討や準備を始めます。今後は住民説明会を実施したり、教職員や保護者、地域の方々との意見交換の機会を継続して、行政、学校、保護者、地域の方々の新しい学校へのビジョンを共有し、町民みんなで作り上げる素晴らしい学校作りを進めてまいります。以上になります。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。社会教育を大竹係長から。

大竹係長： それでは私から<社会教育>の重点施策について説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。まず<社会教育>の重点施策の最初、リード文についてでございます。町民の主体的な活動や社会教育関係団体の自主的活動が地域の自主性を発揮することに繋がると考えられることから、括弧付けの形にはなりますが、「(住民自治の礎)」の文言を加えております。また、様々な世代の方々

が学びたい時に学べる環境を整備し、皆が居場所と役割を持って活躍できる元気な町としていくために、「いつでも学び直しができる生涯現役の町をめざす」の文言を加えております。続きまして、個別施策の部分です。まず（１）文化活動の充実につきましては、新たに、③といたしまして「中川一政美術館の文化拠点としての「登録博物館」への手続きと、多方面からの作品展示を可能とする仕組みの構築」と、④といたしまして「町内の創作活動拠点を結ぶ「町歩き型美術館」の開設」の２項目を加えました。③につきましては登録博物館とすることで法律上の地位が与えられ、信用や知名度の向上が期待できるとともに、美術品補償制度の利用などの法律上の優遇措置を受けられるようにし、さらに協定書を見直すことにより、中川一政画伯の作品の展示だけにこだわらない、幅広い展示ができるような取り組みを展開してまいります。④につきましては、町内の様々な施設において展開される文化活動を繋ぐことにより、いつでもどこでも芸術や文化に触れることができる環境作りを推進してまいります。（２）生涯スポーツの振興は文言の修正等です。②共生の理念に基づいたパラスポーツの普及を図るために続く文言といたしまして、今年度はボッチャ大会の開催と具体的な種目、大会名を記載しておりましたが、幅広い種目の周知、普及をしたいと考えまして、「生涯スポーツ事業の展開」に修正させていただいております。③中学校部活動の地域移行に向けての準備について、今年度はスポーツ推進委員、スポーツ協会等への情報提供と定めておりましたが、その文言を削除いたしまして、「（学校教育との連携）」の文言に変更しております。８ページをお願いいたします。文化財の保護・活用につきましては、①といたしまして、「町指定候補となる文化財及び伝統文化行事の洗い出し」と、⑤として「^{しどのいわや}「鷗窟」の町指定重要文化財に向けての手続き」の２項目を加えております。①は、町指定重要文化財の未指定物件や地域に根づいた伝統文化行事を洗い出し、可能であれば、重要文化財や伝統文化行事の町指定に向けた動きに繋げてまいります。⑤については、文化財審議委員会で鷗窟を町指定重要文化財にしていく動きがございますので、これを次年度も継続していくこととします。続きまして、（６）読書活動の推進についてです。②については、今年度は学校図書館と公立図書館との連携促進に留まっておりましたが、これから小中一貫教育校開校を控えておりますので、その後に「小中一貫教育校開校に向けた準備」という文言を加えております。（７）社会教育施設の経営改善等については、④に「旧民俗資料館の収蔵品の保管」を加えております。民俗資料館が本年９月末で閉館し、施設の活用については町部局に移管いたしましたが、収蔵品については教育委員会が所管することとなっておりますので、保管についての項目を追加させていただいております。簡単ではありますが、説明を終わります。

瀬瀬教育長：

はい。ありがとうございました。説明が長くなってしまって申し訳ございませんでしたが、この時点で何か聞きたいことなどありましたら出していただければ。答えられないものはまた宿題として持ち帰りますので、遠慮なく出していた

だければと思います。

松野委員： すみません。登録博物館にするメリットというのは、先ほど出てきたような他の収蔵品であるなど、いろいろなものができるという捉え方でいいですか。どういうメリットがあるか。

清水課長： 登録博物館につきましては、他の物を飾れるなどではなく、今、国の方で登録博物館を増やしています。今、美術館は「類似施設」ということで美術館なんですけど、そういう登録はされてない状態です。国の法律が改正されて、ここで5年間の猶予期間に入っております。その間に登録の美術館にしておくと、国のバックアップが受けられる。多分ホームページなど、そういうところだと思うんですけど、紹介であったり、今文化省の方でもまだ明言はされてないそうなのですが、そういう登録をしていないと今後、だんだんと補助金などが付かなくなってくるのではないかという話は出ております。今、神奈川県も関係で県が持っている博物館などを登録館として移行していつている状況です。町の方ももしできましたら、このタイミングでと考えているところです。

額縁教育長： はい。よろしいですか。他にはいかがでしょうか。はい。お願いします。

瀧本委員： はい。社会教育で、3ページの(5)文化財の保護・活用ですが、町の文化遺産や伝統行事を保護するというので、何をもって文化遺産、伝統行事として認めていくという辺りが、例えば、中川一政のアトリエのところは、誰が文化遺産として位置付けたものを保護していくのか。その辺が多分人によって「これは。」となってしまうと思うのですが、そこら辺もし見解があれば教えてください。

額縁教育長： はい。大竹さん、分かりますか。町の文化遺産、伝統行事をどういう基準で指定しているのか。

大竹係長： そうですね。

額縁教育長： はい。

大竹係長： はい。基本的には文化財的なものにつきましては、文化財審議委員会をとおして創始、沿革がしっかり分かっているものについては、町指定の重要文化財と。創始、沿革があまりはっきりしていない、確証が取れないという部分につきましては、町指定の伝統文化行事として指定をしていこうと協議をしております。ですから、文化財につきましては文化財審議委員にご協議をいただいて、指定に足りるかどうかという作業を進めていくことになるかと考えています。あと、芸術的な部分については、どうしていくかは、なかなか具体的に答えられる答えを持っ

ていないというのが現状です。

瀬瀬教育長： 実際には事務局の学芸員がいろいろ調査をしながら、いろいろな町民からの声もあるのかもしれないのですが、伝統行事などはそれを町指定しようという時には、文化財審議委員会の方に提案をして、そこで承諾を得て、一応格付けをするという流れですね。なかなか明確な基準があるわけではないと思うのですが、少し曖昧な解釈で申し訳ございません。他にいかがですか。はい。どうぞ。

瀧本委員： すみません。4ページの「家庭学習のすすめ」なのですが、学校で今、家庭学習と宿題ときちんと違いを分けているのですか。それとも、入り混じっているのか。

塩田指導主事： 学校でどのように扱っているかまで、把握はできていない部分ではあるのですが、小学校の方は独自に家庭学習というものと、実際に子どもたちにやり方等をよりかみ砕いて伝えるというものを作成して伝えていくというのは聞いたことはあります。

瀬瀬教育長： まずその辺りの考え方という。きちんと我々の方もそうだし、学校とも共通認識を持つ必要があるかもしれません。ありがとうございます。他に。はい。どうぞ。

瀧本委員： ぜひお願いしたい。8ページの教育委員会の(3)小中一貫教育校の実現に向けた取り組みで、小中校舎施設統合に向けて、これから再来年度ですか。具体的に動いている。もう既に動いているかもしれませんけども。そうした時に、下から3つ目の「加配申請」。これはぜひやってもらわないと。多分、他の学校だったらやってないことを小中の先生方をお願いすることになると思うので、かなり負担になってしまうと思うので、そこはもうぜひ加配していただいて、進めてもらえるようにということをお願いしたいなど。よろしくをお願いします。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。この辺りはもう教育事務所に今年度から話題に出してお願いしてあって、実際の手続きは来年度ということなので、忘れずにやっていきたいと思います。あとはいいでしょうか。まだ他にもたくさんあると思いますので、今日は採決を取りません。次回1月にもう一度これを議題にしたいと思います。その時にまたいろいろご意見や修正案等出していただければと思います。

それでは協議事項(2)にいきたいと思います。学力調査検証委員会のまとめについて、事務局から説明をお願いします。

塩田指導主事： はい。資料2をご覧ください。学力調査検証委員会のまとめ及び報告資料のご説明をいたします。今年度につきましては、9月20日金曜日、10月23日水曜日

に真鶴町学力調査検証委員会を開催いたしました。小学校からは国語と算数、中学校から国語と数学を担当されている計4名の先生方にご出席いただきまして、今年度実施の全国学力・学習状況調査の結果を基にした分析と検証。また、改善に向けた具体的な取り組みについて協議を行い、教職員、保護者のそれぞれを対象とした資料を作成しました。

まず、保護者向けの資料になります。学力調査の結果は数値で出ておりますが、ここで作成した資料については数値で示すのではなく、良さや課題について文章で示しています。1ページ中央部分から、今年度の調査の良さと言えるところについて、「小・中学校で共通している部分」と「学校別の部分」に分けて記載しています。質問紙調査における小中学校共通の良さとして4点挙げさせていただきました。小中学校ともに「いじめは、どんな理由があってもいけないと考えている」「人の役に立つ人間になりたいと考えている」「将来の夢や目標を持っている」の割合が高く、全国平均と同程度または上回る様子も見られました。心豊かな子の育成に向けて、全職員で子ども一人一人の個性を尊重しほめる・認める教育の成果だと考えています。4点目の「コンピュータなどのICT機器を活用した学習が定着してきています」については、今年度から新たに加わった質問項目からの分析となります。「分からないことがあった時に、すぐ調べることができる」「楽しみながら学習を進めることができる」「画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる」「自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができる」「友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる」「友達と協力しながら学習を進めることができる」と、ICT機器活用のよさを実感している子どもの回答は全国平均を大きく上回りました。これは真鶴町が学習用端末に直感的に操作がよい、操作ができ取り回しのいいiPadを取り入れていることも大きく影響していると考えられます。その端末が持つ良さを先生方が理解し、学習活動で積極的に活用したり、欠席した児童生徒がオンラインで学習に参加できる環境を整えたりすることで、子どもたちが使用する機会が増えたことから、その有効性を実感できたことが要因と考えています。次年度は、副読本をデジタル化していくアートの試みも始まります。今後も紙や鉛筆と同じようにICT機器も文房具の1つとして、子どもたちが学習場面で選択、活用ができる環境を整えていきたいと思いません。教科別の特徴的な良さとしましては、国語においては小・中学校ともに情報の取り扱いに関する事項の問題がよくできていました。また、多少の上下の動きはありますが、この数年間で無回答率も下がってきており、文章を粘り強く読む力が付いてきています。算数・数学においては、小学校は図形の作図やデータの読み取り、中学校ではデータの関係の読み取りや関数に着目した解釈等の問題がよくできていました。既習事項を起点とした学習展開の工夫や基礎基本の確実な習得を目指し、丁寧かつ繰り返し指導してきた成果だと考えられます。続いて、今年度の特徴的な課題についてご説明いたします。国語については、例年の継続的な課題となっておりますが、漢字の書き取りと主語述語の関係を捉えること。そして、字数や根拠を示す、指定された語句を使用するなど、指定された条件で

文章を書く、要約することが挙げられます。算数・数学においては、問題文や目的に応じて数値を読み取って式に表すことや、答えの理由や自分の考えなどを筋道立てて説明する記述式の問題に課題が見られました。また、学習してから時間がたっている内容や、直近の学習内容で積み重ねの少ない内容などの定着度については課題が見えました。また、小学校の質問紙調査における「テレビゲーム（携帯式のゲーム、スマートフォンを使ったゲームを含む）をする時間」「SNSや動画視聴などをする時間」について、「2時間以上」と回答した児童の割合が全国平均を大きく上回り、真鶴町の経年の変化としても少しずつ割合が高まっていることは課題です。家庭でのICT機器の利用については、「ルールはあるが、守れていない」と回答している児童の割合も高いことから、学校では規範意識を醸成させていくとともに、1日の有意義な使い方やテレビゲームやICT機器、SNS等を扱う上でのルールやマナーについて家庭と連携を密に取って考えていくことをお願いしました。これらの良さや課題を受けまして、各学校において学力向上に向けた取り組みを検討していただき、それを2枚目の裏面から、「子どもたちの「学ぶ力」を育てるための各学校の取組」に、「小・中学校でつなげる取組」の箇所にもまとめてお伝えしました。「小・中学校共通の取組」としましては、例年やっております校内研究の充実を基本とし、全ての児童生徒にとって分かる、楽しいと感じ、主体的に取り組める授業改善や、読む力の更なる向上を目指します。3枚目には、「小・中学校別の取組」が記載されています。小学校では語彙を増やし、文章を読み解く力の向上や自分の気持ちや考え、分かったことなどを文章で表現する活動を大切にします。中学校では、それぞれの教科の課題を克服するための具体的な手立てについて記載しました。「真鶴町教育委員会の取組」としましては、昨年度に続き、幼保小中12年間の学びと育ちを見据え、一貫性のある系統的かつ継続的な学習指導や生徒指導の確立について記載しました。3枚目の裏面には、家庭と連携協力をしていく具体策について記載しております。ここにしましては、例年、教育委員会から大事にしております「子どもの自尊感情を育てるために、子どもとの対話を学校、家庭で取り組んでいこう」というところや、「家庭学習の習慣化に取り組むこと」「本に親しむこと」の3点に関して、網掛けをして強調しております。また、昨年度新たに加えた下段の一番左の枠の中にあります「子どもが自分自身で決定、自己決定する機会を大切にしましょう」という項目は今年度も重点として掲げていきたいと考えています。以上が保護者向けの資料になります。

続きまして、教職員向けの資料につきましては、内容はほとんど保護者と同じになります。3枚目の表裏に特に質問紙調査から読み取れた特徴と課題についてより深く分析したものを先生方へのメッセージとして載せさせていただいております。学力調査検証委員会のまとめ及び報告資料については以上になります。

瀬瀬教育長：

はい。ありがとうございます。学習調査の分析結果、そして、先生方への通知、保護者への通知ということで載せさせてもらいました。本当に小中一貫校、

幼小中合わせて12年間という、本当に共通項目を、どういう意識を持って取り組んでいくかは、これからさらに今までより大事になってくると思います。せっかく良い事がたくさん書いてあるので、これは実践に繋がるようにしていただきたいと思いますが、委員の皆さん、何か感じられたことやアドバイス等あればお願いしたいと思います。

松野委員： いいですか。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

松野委員： SNS や、いわゆるスマホ依存症。今そういう言葉が話題になっている部分が結構あります。今日あたりの新聞に少し載っていたところもあるのですが、非常に小中学生、高校生含めての若い世代のスマホ依存が、大人も当然あると思うのです。この分析の中にもテレビゲームやスマホを使ったゲーム、SNS や動画視聴などをする時間が全国平均よりも高いという傾向が謳ってあるので、ぜひはいいとして、そのところをどういうふうに学校現場、家庭で取り組んでいくのかを、少し意識。ここには書いてはあるのだけど意識化させる、醸成していくにはどういう手立てがあるのかを考えていただけるといいかなと思いました。楽で便利な物だし、学校自体、授業自体で ICT タブレットを使っているわけですから、悪いわけではないのだけれど、使い方をどうしていくのかをきちんと押さえておかないと。もう電車の中で新聞を見ている人はいなくて、皆スマホを見ている時代ですので、良い悪いは別ではなくて、やはりそのところの何でしょう。ルールといいますか、家庭内のルールであるなど、その辺をうまく学校がやるべき部分、家庭がやるべき部分、両方あると思うのですが、何かそういう意識化できるような発信を学校現場あるいは町として、していく必要があるかなと、この分析を聞いていて思いました。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。少しでも何か具体化ができるといいかもしれませんね。他いかがでしょうか。はい。お願いします。

瀧本委員： もう今海外で16歳以下のSNSの使用禁止という話も出ているではないですか。脳科学者などに聞くと、「やはりそういう幼い子たちの脳に対する影響が大きいのだ」ということも出てきているわけです。僕は禁止するのは、それは本当に短絡的かなと思うのですが。まさしく今電車で新聞を読む人がいないという話もあったし、小学生からずっとそれを活用しているわけですよ。だから、そこを上手に使ってほしいなということで、学校で何をやるかと思った時に、真鶴町教育委員会の取組の一番下に「職員に対する研修会を行ったり、」とあるではないですか。研修会はどういうものを行っているのか。どういものがこれから必要になってくるのかを、少し先生方にも聞きながら、今までと同じというよりも、

これから必要だろうなということで、どういう内容をと考えていただけるとありがたいなと思います。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。今スマホ、SNS の関係が出ていましたが、保護者の立場から、高橋委員どうですか。

高橋委員： 難しいところです。手元で何をやっているかは親が傍に行かないと分からないものです。調べものも、今スマホやパソコンだし、すごく難しいです。

瀬瀬教育長： 岡田委員、いかがですか。

岡田委員： 一応、教室の中ではきちんと休み時間は出して触らない。クラスによってはこの時間は絶対に触らないというのも、すごく徹底しているクラスと、何となく見逃してくれるクラスといろいろなのです。それに統一することも少し難しいのか、子どもによっては活字よりも打ち込んだ文字の方が理解しやすかったりする子も居たりするので、どちらをというふうには一概には言えないです。

瀬瀬教育長： それは一人一人のタブレット活用ということですね。その辺りは本当に毎年こういうせっかく周知されていますけど、あと、中身の問題は具体的にどういうふうな働き方ができるかは、学校と協力しながら進めていきたいと思います。ありがとうございます。一応これで採決を取った方がいいですか。

塩田指導主事： そうですね。もし、いただければ年明けに学校の方に配布という形で考えております。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。この調査結果の分析と今後の方向性についての周知の啓発のポイントですが、内容についてご承認いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。この後、有効に活用してもらえればと思います。よろしく申し上げます。

それでは次に協議事項(3)教職員の人事異動方針について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： それでは資料3をご覧ください。こちらは神奈川県が出しております『神奈川県公立学校教育職員人事異動方針』となっております。神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異

動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関と積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。1 適材を適所に配置すること。2 教職員の編成を刷新強化すること。3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。裏面をご覧ください。こちらは『県費負担教職員等人事異動要綱』となっております。こちらで人事異動の任期や第6条の人事異動の考え方に、一校に所属する年数等の原則が記載されております。こちらを基にいたしまして、県西教育事務所とともに人事に関して職務を行っていくものとなっております。説明は以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。この後、先生方の人事異動を進められるわけですが、基本的な方針ということで毎年この段階で自治体ごとに承認をいただいております。何かご質問等があればお願いしたいと思います。それでは今年度の神奈川県公立学校教職員人事異動の方針について、ご承認の方は挙手をもってお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。では、次に行きたいと思っております。

協議事項(4) 真鶴町児童生徒証就学奨励費交付規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： はい。資料4のホチキス止めの紙をご用意ください。こちらは真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則の一部を改正する規則新旧対照表となります。内容といたしましては、様式の変更がメインとなっております。順番に新旧対照表で説明をします。まず第2条につきましては、簡単な文言修正が下線部になります。第3条の右側では「生活保護法第13条の規定による」、以下省略とします。こちらの文言になりますが、左側が「生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けていない生活困窮者」に加えて、「特別支援教育就学奨励費の交付を受けていない生活困窮者」と明確に示しております。2ページ目をご覧ください。様式について説明させていただきます。第4条には「(以下「申請者」という。)」と文言の修正をしております。第5条の右側で「審査し、奨励費の交付」を、左側「教育長が別に定める認定基準に基づいて審査し、奨励費の交付に対する認定又は不認定を決定する」と具体的に示しております。第6条の請求書等の委任について、条文を追加しております。「第6条 委員会は、児童生徒の在籍する学校が徴収すべき給食費等に未収金が生じ、その徴収が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、奨励費交付の認定を受けた者の奨励費の請求及び受領に関して、当該児童生徒の在学する校長に委任させるものとする。第1号 離婚、災害その他事由により徴収が困難な者。第2号 その他委員会が困難と認める者。第2項としまして、奨励費交

付の認定を受けた者が委員会に委任状（第4号様式）を提出し、児童生徒の在籍する校長が奨励費を受領するものとする」。こちらを追加させていただいております。以下、第7条以降は条を繰下げて、併せて文言の微修正をしております。4ページ、5ページをご覧ください。様式の変更になります。まず様式第1号の就学奨励費交付申請書の変更点といたしましては、4ページ右側の下、「小学校長の意見欄」「中学校長の意見欄」及び「担当民生委員の意見欄」。こちらの3点を削除いたしました。左側、「第1号様式」。様式名も変更しておりますが、削除した変わりに追加で真ん中の枠の一番下。少し見にくいですが、「民生委員への情報提供希望の有無」を行っております。民生委員の意見が今までないさせていただいていなかったのですが、やはりこのご時世で「なかなか近所の人に知られたくない。」と言う方もいらっしゃると思いますので、必要な方に関しては民生委員の繋ぎをさせていただけるように修正をしております。続いて6ページ、7ページをご覧ください。こちらは様式変更です。6ページの様式第2号の下側、こちらも「民生委員の意見欄」を削除し、7ページ左側下、「民生委員の情報提供希望の有無」を追加しております。8ページ、9ページをご覧ください。タイトルを少し変更し、体裁を変えております。併せて「不認定」を記載できるようにしてございます。10ページから12ページまでまとめてご説明します。先ほど第6条を追加させていただいたとおり、第4号様式に「委任状」を追加しております。10ページの第4号の不認定通知書を、12ページの左側のとおり、様式を微修正しております。説明は以上です。分かりにくくて申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございました。様式の変更に伴うものということですが、大きく言うと、就学奨励費の中で今まで学校長や民生委員の声、意見を入れた形で出してもらっていたものを、そこを削除させていただいたということでしょうか。

青木係長： はい。

瀬瀬教育長： はい。

松野委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。どうぞ。お願いします。

松野委員： 削除したことによって、民生委員の業務との関連性に支障はないのですか。

青木係長： 民生委員の定例会にお邪魔して、皆様のご意見をお伺いさせていただきました。その中でやはりなかなか知らないお宅に家の情報を根掘り葉掘り聞けなかつ

たり、外から様子を伺ったり、いきなり入ったというのは「ちょっと何のために。」「そこまでできなかった。」という意見がありましたし、「実際、繋がることによって、いろいろとご相談をしていただいたり、その後も支援、援助に繋がられた。」「本当にいろいろな面もあると思う。」と意見がありました。ただ、そんなに件数は多くないにしても、知らない所に行っていただくことがありますので、特に民生委員からは「無くしても、やはり繋がれることができる環境があれば問題ない。」という感じです。

松野委員： いわゆる、いろいろな困難を抱えている家庭で「言いづらい。」という家庭も当然あると思うのです。でも、本当は町に繋がって、いろいろな福祉で繋げるなど、いろいろなケースがあるのだと思うのですが、紙ベースではなかなか出しづらいなどのケースもあると思うのです。その辺は地域のコミュニティがしっかりしていればクリアできる問題だとは思いますが、そこがなかなか今難しい部分かなと思いました。民生委員は守秘義務があるので、学校や地域の情報など、学校とはあまりやらないか。主任児童委員はやるかもしれないのですが、そういった所で情報共有が何かできるといいのかなと思いました。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。なかなか民生委員の方でも情報が漏れることについて、申請したいのだけど躊躇されるご家庭も実際にはある。ただ、繋ぎたいという方もいらっしゃるの、その道は一応残してあるのです。はい。他にいかがでしょうか。はい。お願いします。

瀧本委員： 今の話ですが、やはり繋がれる環境といった時に、この申請書はすごく大きいかと思います。それで内容も分からないで書面だけで、これを見せられて「民生委員への情報提供の希望はありますか」とは、なかなか出てこないと思うのです。それではなくて、民生委員に知ってもらえるメリットは、どういうことがあるのかを、どこかに分かるようにしてもらって、ここで書くのか、あるいは裏面に書いてあるのか分からないですが、そういうものと民生委員が知っていると「こういうメリットがあるんですよ。」と。「そういうメリットはいらないよ。」と言ったら希望なしでもいいだろうし、もしかしたらと思ったら丸を付けるだろうし、そのところでやはり繋がる、繋がれる環境を作っていってほしいといった時には、やはりここは大事なポイントかなと思うので、この形式的にポンと出されると、多分、ほとんどの人が「なし」と出してきてしまって、後で孤立するのではないかなという心配はすごくあります。

清水課長： はい。

瀬瀬教育長： はい。どうぞ。

清水課長： そちらについては、多分、様式上入れるのは難しいとは思いますが、瀧本委員がおっしゃったとおり、これの申請をする際に民生委員の大事さや町で繋ぎたいという説明を先に皆さんにするとすると思うのですが、その際に併せてご説明していければと思います。そうですね。絶対町全体でというところは思いますので。

瀬瀬教育長： はい。大切な指摘ですね。民生委員そのものを知らない方も中にはいらっしゃると思います。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。
はい。事務局からの再提案をお願いします。

清水課長： すみません。新旧の第3条の改正です。今、改正で上げてしまっていますが、もう従前とおりで旧の方をそのまま第3条については生かして修正をしたいと思っています。そこ自体は様式には関係してきませんので、こちらは第3条の修正をしないという提案でよろしいでしょうか。

瀬瀬教育長： 第3条は旧のままで持っていきたいということでもいいですか。すみません。事務局の方で、チェック不足でした。

清水課長： すみません。

瀬瀬教育長： 一応、再提案ということで、また少し見ていただきたいと思います。それでは特にご意見等が無いようでしたら、「提案内容の第3条については、そのまま生かす」という修正した形での提案になりますが、ご承認の方は挙手をもってお願いしたいと思います。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。
それでは続きまして、(5) 真鶴町就学奨励費交付事務処理要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： はい。資料5をご覧ください。こちらは今承認をいただきました規則の改正につきまして、引用条文がありますので、その修正をするものです。第12条で、改正前は「規則第7条」となっていたのですが、こちらを「規則第6条」に変更するものです。併せて、様式第1号の「平成」という言葉を削除し、保護者の印鑑の「印」を削除しております。説明は以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。先ほどの交付規則の改正に伴って、こちらの事務処理の方も変えるものになります。元号を取ったのと押印の印を省略しようという方針の中でということになります。特にご意見等ございませんか。それで

は、この一部改正についてご承認いただける方は挙手をもってお願いします。

全委員： (全員挙手)

額縁教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。

それでは(6)町議会12月臨時会提出の教育関係補正予算について、事務局から説明をお願いします。

清水課長： はい。町議会12月臨時会提出の教育関係補正予算について説明いたします。資料6をお願いいたします。資料6で歳入も出ておりますが、今回の補正は歳入がございませんので、予算現計額補正後の額は同一額で93,808,000円となっております。裏面をお願いいたします。今回の補正は人件費の補正になります。12月17日に国家公務員の給与に関する法律が可決されたことに伴いまして、真鶴町職員の給与に関する条例及び真鶴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例が議会に提出され、本日議決されました。今回の改正は人事院勧告に基づき、若手職員や会計年度任用職員の給与のベースアップが全体的に図られたものでございます。適用は4月1日に遡り、支給が今後されます。人件費の補正額といたしましては17,194,000円。予算現計額は537,862,000円、補正後が合計555,056,000円となります。説明は以上でございます。

額縁教育長： はい。ありがとうございます。特に、教育委員の皆さんに知っておいてほしい特別なところはございますか。

清水課長： このところ物価高騰などもございまして、職員も会計年度任用職員も相当今上がっております。年齢の若い職員や会計年度任用職員については、上がり幅が相当大きくなってございます。それによって、会計年度任用職員も期末勤勉の方に上がりしますので、年間の所得も少し増えてくるのでは。ただ、今話題になっています「103万円の壁」など、逆に、そこがきつくなってきた状態ではあるのかなと思っています。以上でございます。

額縁教育長： はい。何かご質問ご意見があればお願いします。採決はいいですか。本日、臨時会が開かれましたので、皆さんご承知おきください。よろしくお願いします。では、協議事項は予定されていたものは全て終了ですが、事務局から何か追加はございますか。いいですか。教育委員の皆さんはいかがでしょうか。時間が結構押していて申し訳ございません。

報告事項に入りたいと思います。簡潔に説明をしてください。ひなづる幼稚園の退園、入園についてお願いします。

青木係長： 資料番号は振ってないのですが、『ひなづる幼稚園の園児数』という横の紙をご

用意ください。専決処分としました「ひなづる幼稚園の入園、退園児」についてご報告いたします。まず退園児ですが、12月12日付けで年少の男子1名の「退園届」が出まして、13日に退園の専決処分し、16日付けで退園を許可しております。次に入園児ですが、11月5日付けで1名の入園申請があり、12月12日に入園の専決処分をしました。今回、入園するのは女兒1名。町外のお子様になります。年明け1月8日から通園いたします。退園、入園後の令和7年1月8日時点の園児数は資料に記載のとおり、年少、年中が6名ずつ、年長は9名の計21名となります。報告は以上です。

額縁教育長： はい。ありがとうございます。質問ありますか。続きまして、学校制度等についてお願いします。

上甲学校建設： はい。それでは資料7をお願いいたします。真鶴町学校建設準備委員会では、現在検討を進めております施設一体型小中一貫教育校の基本構想・基本計画の策定を進めております。これまで建設場所や建設計画について、ここで決定すべき事項については協議いただいております。本日は、11月18日及び12月17日に開催いたしました学校建設準備委員会で熟議された内容について、次のとおりに答申が出されましたので報告いたします。

内容につきましては、『学年段階の区切り』についてです。基本構想・基本計画の策定を受け、次年度より、いよいよ基本設計に着手していきます。その設計の中で重要なポイントの1つとして、学年段階の区切りがあります。この学年段階の区切りは、これまで教育委員会においてご報告させていただいたとおり『4-3-2』を事務局より提案し、いくつかのご意見を賜りましたが、学校建設準備委員会でご承認をいただき、12月18日付けで「答申書」として提出されました。その理由を追ってご説明いたします。1つ目は、第4学年までに基礎学力の確実な習得を図り、小4ビハインドを解消する。2つ目は、小中段階・ステップの段差を小さくし、いわゆる「中1ギャップ」を解消する。真鶴町には以前から小規模な行政区を生かしまして、小学校と中学校の連携を密に行っている現状から、「中1ギャップはない」と言われることもありますが、それでも全児童生徒が通えている状況にあるとは言えません。真鶴町が目指す教育とは、「全児童生徒がこの学校に楽しく通い、誰1人取り残すことなく、全員が笑顔で巣立っていくこと」でございます。3つ目は、小中の垣根を克服することで教職員の意識を変え、資質向上と学習指導力や児童・生徒指導力を高めるものでございます。やはり組織を1つにまとめなければ良い学校作りはできません。小学校6学年を4学年と2学年、中学校3学年を1学年と2学年に分け、小学校の2学年と中学校の1学年をあえて融合することで、組織の統一化を図るものでございます。最後に、その融合した第5学年から第7学年までのカリキュラムについては、特に工夫し、特色ある真鶴らしい教育の1つとし、スムーズな教育の橋渡しを実現するものでございます。この4-3-2制につきましては、県西地区では初の事例となり、教育委

員会、学校、そして、学校に通う児童生徒誰1人として経験はありません。それらの意味から4-3-2制は真鶴町の教育への挑戦と考えています。施設一体型の義務教育学校となる新しい学校は、柔軟な教育課程の編成が可能となります。素晴らしい施設ができたとしても、どのような教育を子どもたちのために行うのか。これから試行錯誤を繰り返し、良いものに作り上げていくことが大切だと考えています。学校建設準備委員会の委員の皆様からのご意見には、「これまでの6-3制の子どもたちのリーダーシップを大事にしてほしい。」「中学生への憧れはどうなるのか。」「行事や部活動は。」など、いろいろなご質問もありました。そういった今まで子どもたちの成長のために必要であること、重要な部分はどのように引き継いでいくのかは、当然のことながら考えていかなければなりません。今後の大きな課題となっていくと思いますが、関係する皆様と議論を重ね作り上げていく所存でございます。あくまでも、この4-3-2制は学習に関することを主とすることを考えています。本日は答申の報告をし、これからパブリックコメントで進んでいく基本構想・基本計画について、答申とおりの4-3-2制度の内容を網羅し、事務を進めさせていただければと考えるものです。パブリックコメントは1月中旬から1か月程度を想定し、教育委員会2月定例会において、学年段階の区切りと併せて、基本構想・基本計画のご承認を賜りたいと考えるものです。報告は以上となります。

瀬瀬教育長：

はい。ありがとうございます。今回、答申という形で出させていただきました。あえて協議事項ではなく、報告事項に入れさせてもらいました。今説明があったように、あくまでも「学習に関する部分で4-3-2を強調したい」ということで、学校の仕組みなど全てが4-3-2にするわけではございません。とりあえずこの言葉を基本構想の中にも入れさせていただきたいなということでございます。報告事項ではあるのですが、委員の皆さんから、もしご意見があれば頂戴して、特に無ければ大まかご承認をいただいたと捉えたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、誤解が無いように基本構想の中に取り入れていきたいと思っておりますので、また何か気付かれたことがあれば、ご指摘いただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは学校教育、社会教育関係、本当に短めでもお願いいたします。

青木係長：

はい。学校教育から12月の事業計画をお願いします。10日、校長会。13日、小学校就学に向けた交流会を開催しました。17日、先ほど上甲から説明していただいたとおり、学校建設準備委員会を開催しました。また、まなづるっ子・チーム支援会議も開催しています。20日、教頭会。本日、定例会。明日から幼小中が2学期終業式を迎え、クリスマスから冬休みに入ります。

裏面をご覧ください。1月です。7日、校長会。8日水曜日が幼小中3学期始業式となります。10日に学校建設準備委員会が午後1時40分から、場所がいつも講堂ですが、1月だけ第2会議室になっております。21日、学校関係者評価委員

会の中学校を開催します。22日水曜日にはデジタル副読本選定委員会を開催させていただきます。24日、教頭会。27日、教育委員会定例会。28日が学校関係者評価委員会の幼稚園になります。31日、皆様と一緒に視察に伺えればと思っております。最後に、備考で『学校建設基本計画をパブリックコメント』。こちらは1月中旬から1か月程度予定しております。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。続いて、社会教育をお願いします。委員さんに関わる場所を確認してください。

青木係長： はい。生涯学習社会教育の12月をお願いします。2日に二十歳の集い実行委員会の2回目を開催し、4日には成人学級社会見学で宮ヶ瀬ダムやオギノパン、服部牧場、厚木市郷土資料館に行ってきました。7日には中学校グローバル人材育成事業の第3回目の事前研修で、中学生が外国人留学生とボッチャ等とおして交流を深めました。13日に放課後いきいきクラブが、土曜教室が21日に2学期最後の活動をしています。16日、17日に書道サークルの皆様の協力を得て、小学校において書き初め指導を行ないました。19日には文化財審議委員会を開催し、「鴟窟」の町重要文化財指定に向けた協議を行いました。昨日22日は、ふれあいの集いを開催しました。24日には放課後いきいきクラブ運営委員会を開催し、2学期の振り返りと来年の予定等について協議する予定です。25日に美術館運営審議会を開催し、今後の美術館の運営等について協議をする予定です。26日には中学校グローバル人材育成事業本事業を実施し、今年度は中学校2年生14名が東京グローバルゲートウェイに出向き、体験的なメニューをおして英語に親しんでまいります。25日、27日は青少年指導員及び民生児童委員協議会の皆様に青少年愛護パトロールに協力をさせていただきます。博物館事業としましては、8日と15日にお林の探検を内容とした自然こどもクラブと海さんぽを開催し、それぞれ15名と31名の方が参加しました。美術館としては、14日にギャラリートークを開催。

裏面をお願いします。1月です。12日には、5年ぶりの開催となる真鶴半島駅伝競走大会を開催します。同日には、二十歳の集い実行委員会を開催し、翌日の式典とアトラクションの準備を行い、13日月曜日に『二十歳の集い』を開催します。冬の子どもフェスティバルとして、18日に「ピザ作り教室」を、26日に節分にちなんだ工作やゲームを楽しむ、「節分の行事を楽しむ会」を開催します。図書館事業として、18日、19日にリサイクルブックフェアを実施し、25日から30日まで蔵書点検を行います。美術館としましては、11日と25日に展示内容に沿ったギャラリートークを開催し、26日には館藏品鑑賞会を行い、陶器等に触れることができる場を提供する予定です。また、欄外の記載にはなりますが、放課後いきいきクラブが17日から、土曜教室は11日からスタートいたします。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございました。皆さんから何かご質問ありますか。冬の時期も皆さんにもいろいろ参加していただくことがありますので、しっかりやっ

きたいと思っています。特にございませんか。それでは事務局からこれ以外に何か報告事項ありますか。委員の皆さんからいかがでしょうか。

では、特に無ければ全ての案件が終わりましたので、これをもちまして12月の教育委員会定例会を終わりたいに思います。どうもありがとうございました。

全委員： ありがとうございました。